構造改革特別区域基本方針のポイント

資料2

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

2.構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

特区の推進に関する基本方針

定期的に地方や民間から提案を受付け、規制の特例措置を追加・充実。

特区で実施される規制の特例措置は、一定期間後に評価を行い、特区の成果を着実に全国に拡大。

個別の規制の特例措置について、本基本方針で規定する条件以上のものを通達等により付加せず。

特区において講じられた規制の特例措置の評価に関する基本方針

以下の2つの観点からの評価を、平成15年中に構造改革特別区域推進本部に設置を検討する<u>民間人、学識経験者等第</u> 三者からなる評価委員会(仮称)において実施。

規制の特例措置のあり方に関する評価

特区で講じられた規制の特例措置について、

- ア)全国実施
- イ)引き続き当該地域特性のある地域で実施
- ウ)規制の特例措置の廃止又は是正
- のいずれかに評価。

個別の特区において講じられた規制の特例措置の 効果、影響等に関する評価

規制の特例措置が特区内において適切に実施されてるか、構造改革特別区域計画に記載されているような効果を上げているか、について評価を実施。

法令解釈事前確認制度の運用に関する基本方針

関係行政機関の長は<u>原則として30日以内</u>に地方公共団体に対して<u>書面又は電磁的方法により</u>行う

地方公共団体 民間事業者等からの苦情処理・相談等に関する基本方針

内閣官房に地方公共団体 民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設ける。

3. 構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

構造改革特別区域計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画については、<u>本基本方針に定める事項を満たす場合には認定</u>するものとし、その数は限定しない。

構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項

規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合。

地方公共団体の目標の達成のために必要不可欠な規制であること。

地方公共団体が実施しようとしている事業内容に照らして、範囲の設定が妥当。

実施しようとしている事業の内容と講じる規制の特例措置とが整合。

民間事業者等から提案を受けたものはそれを踏まえたものであり、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を実施

構造改革特別区域計画の認定の基準

構造改革特別区域基本方針に適合するものであること

-) 本基本方針に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していること
- ý構造改革特別区域計画に記載されている事項が、上記「構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項」 の ~ を満たすこと

期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていること(可能な限り定量的に示す。)

円滑かつ確実に実施されると見込まれること

-) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
-)事業の実施スケジュールが明確であること

関係行政機関の長による同意の手続き

- ・本基本指針に定める「特例措置の内容」等に定められている事項への適合の判断は、地方公共団体が行う。
- ・規制所管省庁の長は、本基本指針に「同意の要件」が定められているものはその適合性をみる。それ以外の場合は、構造 改革特別区域計画に記載された規制の特例措置の内容が、本基本方針で定める<u>「特例措置の内容」等に明らかに反する</u> 場合を除き同意をする。